

猪名川町地域公共交通会議 監事の選任について

令和4年（2022年）10月28日

猪名川町



猪名川町マスコットキャラクター
「いなぼう」

監事の選任について

- 猪名川町地域公共交通会議では、令和3年度（2021年度）から予算執行を行っており、猪名川町地域公共交通会議設置要綱第5条第1項から同条第3項に基づき、監事を2名選任している。
- 同設置要綱第3条第3項に基づき、これまでの監事の任期が完了したことに伴い、監事2名を新たに選出する必要があります。

●猪名川町地域公共交通会議設置要綱（抜粋）

【監事にかかる事項】

（監事）

第5条 交通会議に、監事2人を置き、委員のうちから会長が指名する。

- 2 監事は、交通会議の会計及び出納を監査し、監査の結果を会長に報告する。
- 3 監事は、会長又は副会長と兼ねることができない。

【委員の任期にかかる事項】

（組織）

第3条 交通会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員
- (4) 兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所の職員
- (5) 兵庫県川西警察署の職員
- (6) 町の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。